

人材開発支援助成金について

厚生労働省人材開発統括官付
参事官（若年者・キャリア形成支援担当）付
企業内人材開発支援室

秋の行政事業レビューについて(人材開発支援助成金)

秋の行政事業レビューについて

各府省庁が最終公表した行政事業レビューシートを基に、内閣官房行政改革推進本部事務局で点検の内容、結果の妥当性を精査したのち、更なる見直しの余地がある事業を対象として、行政改革推進会議の下「秋のレビュー」と呼ばれる公開検証を実施するもの。

この度、**人材開発支援助成金**が対象として選定され、公開検証の対象となった(令和6年11月15日)。

有識者意見とりまとめ

- 本事業については、「人への投資」を促進する観点から事業費が拡大している中で、執行率が低い状態になっている。「人への投資」については、労働者の主体的な能力開発を促すため、個人向けの支給割合を高めていこうとしている一方、我が国ではメンバーシップ型の雇用慣行が未だに根強い。
そうしたなか、事業主が納めた保険料を原資とし、事業主を通じた人材開発支援策である本事業については、事業主による人材開発の取組を新たに掘り起こすことができているか、ひいては、労働者の側にとっても自らの能力開発やキャリア・アップに取り組む上での有効なインセンティブとなり得ているのかを厳格に検証する必要がある。
- その前提として、事業の助成金の具体的な支給先に関する情報を含め、事業の実態把握に必要な定量的データを、財務諸表データを含め一元的に収集・分析すべきである。
その収集・分析の結果も踏まえ、助成対象の規模・業種を重点化又は限定することなど含め、そのあり方について抜本的な見直しを検討すべきである。
- アウトカムとして、現在は助成金の直接の受益者が受ける主観的な効果となっているが、本事業自体による効果を客観的に測定できるような、具体的かつ定量的な目標の設定を、事業の実態に関するデータを活用して、早急に検討すべきである。
- 事業規模についても、訓練計画の提出から支給決定までに要する期間を考慮し、各年度に支給が見込まれる額を厳格に精査すべきである。
- 令和6年10月に会計検査院より指摘されたものを含め不適正受給の再発を防止するため、事業主と訓練実施機関との契約状況を含めた厳格な審査や他の補助事業等の例も参考にしたペナルティの強化など、有効な対策・仕組みづくりを速やかに行う必要がある。

会計検査院の指摘事項に対する人材開発支援助成金の対応について

指摘事項

人材開発支援助成金の支給に当たり、訓練実施機関から入金を受けることにより訓練経費の全てを負担していなかった事業主について、事実関係を確認するなどした上で、**不適正と認められる助成金を返還させる措置を講ずるよう適宜の処置を要求され、並びに訓練実施機関等から事業主に対する入金があった際の取扱いを明確にするよう要領等を見直す**などして**事業主に対して周知**するとともに、**労働局における支給決定に係る審査及び実地調査において訓練実施機関等から事業主に対する入金の有無等を適切に確認できるような審査方法及び調査方法をマニュアル等に新たに定める**よう改善の処置を令和6年10月9日付で要求されたもの。

対応状況

会計検査院の処置要求を受けて、厚生労働省において以下の対応を行ったところ（1～3については11月5日付改正等対応済み。4については事実関係の確認を行っており、今後対応予定）

- 1 要領等を見直し、訓練実施機関等から事業主への入金があった場合についての適切な取扱いを明確化。
- 2 要領等を見直した結果を踏まえて、訓練実施機関等からの事業主への入金があった場合についての適切な取扱いを含め訓練経費の負担に係る考え方等について事業主に周知するよう労働局に通知。
- 3 労働局における支給決定に係る審査及び実地調査の際に、訓練実施機関等からの入金を確認できるような審査方法や調査方法についてマニュアル等に新たに定めた。
- 4 訓練経費の全てを負担していなかった2事業主については、事実関係を確認するなどした上で、不適正と認められる助成金を返還させる措置を講じることとしている。

人材開発支援助成金の不正事案の公表について

事案の概要

本事案は、訓練実施機関等から入金を受け、それを訓練経費の原資とすることにより、訓練経費の全額を負担していなかった事業主が人材開発支援助成金を不正に受給（又は受給しようとしたもの）。

当該訓練実施機関は、このスキームを考案し、事業主に対して提案を行うなどして不正受給に関与したものの。

対応状況

- 5労働局で令和6年12月3日付で訓練実施者の公表を行った。
- 今後とも制度の信頼を揺るがす不正受給を見逃すことがないよう、調査の充実と厳正な対応に努めてまいりたい。

(参考) 労働局名：北海道、福島、東京、岐阜、愛知（5労働局）

事業所数、金額：支給決定前2事業所、支給決定済3事業所（支給決定額約3千万円）

公表内容

- 訓練実施者：名称、所在地、代表者氏名
- 不正受給の概要
 - ・ 助成金名：人材開発支援助成金（人への投資促進コース）
 - ・ 返還を命じた額（返還状況）
 - 東京労働局：4,950,000円（未返還）
 - 岐阜労働局：9,900,000円（未返還）
 - 愛知労働局：14,850,000円（未返還）
 - ・ 支給決定取消日：令和6年12月3日
 - ・ 不正の内容
 - 各労働局管内の事業所に係る当該助成金の申請において、申請事業主に訓練経費の実質的負担なしで助成金を申請させるスキームにより、訓練実施者が当該助成金を不正に受けた事業主の不正受給に関与したものの。

<本スキームの概要図>

公表資料（抜粋）

